

令和 8 年度 長崎県医師会医学研究助成金 募集要綱

- 1) 目 的：医学の振興に寄与する重要かつ将来性のある研究が、費用不足により支障をきたしている場合に、その遂行を援助するため助成金を支給する。
- 2) 助成金支給者数：若干人
- 3) 応 募：
 - (1) 資 格：長崎県医師会会員
 - (2) 書 類：長崎県医師会の定める申請用紙
 - (3) 期 限：令和 8 年 1 2 月 1 日（火）
 - (4) 送付先：長崎市茂里町3番27号（〒852-8532）TEL 095-844-1111
長崎県医師会学術担当理事宛
 - (5) その他：必要な場合、研究に関する資料の提出を求めることがある。
- 4) 選 考：長崎県医師会の規則による選考委員会によって選考する。
- 5) 義 務：助成金の使途及びそれによる研究成果の概要を報告すること。

長崎県医師会医学研究助成金支給規則

（目 的）

第 1 条 この規則は、長崎県医師会定款第 4 条第 2 号によって行う「長崎県医師会医学研究助成金」の支給について定める。

（対 象）

第 2 条 この助成金を支給する対象は、長崎県医師会会員（以下会員という）であって長崎県における医学研究、ひいてはわが国の医学の振興に寄与するため、重要かつ将来性の期待される研究のうち、費用不足によりその遂行に支障をきたしているものとする。

（金額及び証書）

第 3 条 この助成金は、長崎県医師会の定める予算の額を限度とし、毎年 1 回 若干名を選び証書を添えて支給する。

（研究課題の選定）

第 4 条 常任理事会は各年度毎に、大まかな研究対象を決めることがある。

（申請の方法）

第 5 条 この助成金の支給を希望する会員は、所定の申請用紙（A・B-1、B-2）に所要事項を記入の上、申請するものとする。

（申請書の提出期日）

第 6 条 申請書提出の締切期日は毎年常任理事会で決定する。

（資料の提供）

第 7 条 本会は前条の申請書用紙に記入された事項以外に、必要と認める資料の提供を求めることができる。

（支給の決定）

第 8 条 常任理事会は、会長が委嘱する選考委員による選考委員会の意見にもとづき、支給の対象及び金額を決定する。

（報告義務）

第 9 条 この助成金の支給を受けた会員は、その使途及びそれによる研究成果の概要を次年度に報告しなければならない。